平成２５年（フ）第７３７号
千葉市若葉区小倉町634番地６
債務者　田川　省吾
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７４３号
千葉市中央区生実町973番地４　ガーデンヴィレッジ一番館105号
債務者　石橋勇一郎
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７５４号
千葉県市川市市川南４丁目２番２号　市川ハイツ101号
債務者　島村　正一
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第７６３号
千葉県船橋市東中山１丁目22番９―206号
債務者　関口　眞臣
１　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６０号
愛知県江南市宮後町砂場東351番地
債務者　多嶋　文子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５１号
沖縄県島尻郡粟国村字西247番地
債務者　鈴木　幹司
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８２号
北海道小樽市銭函２丁目37番403号　シーサイドガーデン銭函
債務者　山口　弘江
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１１０号
北海道苫小牧市青葉町１丁目５番１―302号
債務者　坂脇ひとみ
１　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３００号
宮城県塩竈市楓町１丁目２番３号
債務者　菅原　亮子
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
仙台市青葉区東照宮１丁目８番15―406号
債務者　千葉　賢司
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
宮城県岩沼市桑原２丁目３番６―202号
債務者　丸田　信之（旧姓平間）
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４８９号
仙台市青葉区中山４丁目22番22―305号
債務者　須藤寿美代
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９７号
仙台市青葉区中山３丁目16番15号　中山ハウス103
債務者　西條真衣子（旧姓荒川）
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
仙台市若林区中倉１丁目17番21号　コーポ安達Ⅱ103
債務者　境　　博
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５２２号
仙台市泉区根白石字山田原25番地の３
債務者　熊谷　秀樹
１　決定年月日時　平成25年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
秋田市川尻総社町10番16号　ドミール宇佐美101
債務者　前山　武和
１　決定年月日時　平成25年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
福島市本内字南河原36番地の２　ハイムＫ103号
債務者　引地　三雄
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第９１号
福島市本内字西河原28番地の８　リバティ本内２号棟302号、従前の住所福島市宮代字宝田前12番地の86
債務者　鳥居　重雄
１　決定年月日時　平成25年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
福島地方裁判所